

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

通番4

管理番号	246	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管				
提案団体	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	総務省、文部科学省				

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の経緯・事情変更】

これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。

なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。

### 【支障事例等】

兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。

また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。

### 【効果・必要性】

公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。

## 根拠法令等

学校教育法 第2条、附則第5条  
地方独立行政法人法 第21条、第70条

## 各府省からの第1次回答

附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、

- ①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる、具体的な法制度上の「支障」
- ②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性
- ③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけについて、それぞれ明確化される必要がある。

また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続的・安定的に提供される必要があることから、

- ④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる)
- ⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上の取扱いなどについても検討が必要である。

①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案団体が整理いただいた上で、必要な対応を行う。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案主体として以下の見解を示すので、所管省庁としての検討を求める。

- ①学校教育法附則第5条により、公立大学法人は大学、高等専門学校以外の学校を設置することができないことから、公立大学法人へ移行した結果、附属学校を別々の組織に分割せざるを得ず、学長のリーダーシップによる一体的な運営ができなくなっている。
- ②法的な位置付けが別とされた状況では附属学校の教育内容やカリキュラムに学長の意向が反映されないなど、学長の指揮命令権が附属学校に及ばないことから、附属学校設置の趣旨である大学と緊密に連携した人材育成ができなくなっている。また、附属幼稚園では研究フィールド(園児の行動観察・分析等)としての機能が発揮できなくなっている。
- ③公立大学法人の附属学校となっても、学校教育法第2条で定める地方公共団体(公立大学法人を含む)が設置する公立学校としての位置付けは変わらない。そのため、公立学校教育に求められる政治的中立性等を担保するための教育委員会の職務権限に影響を及ぼすものではない。
- ④教育行政として公の意思に基づき執行する事務(教育課程の編成、教科書の採択、入学者の選抜、学習指導等)については、現行通り教育委員会の指導・助言のもとで行うべきと考えており、引き続き教育委員会が所管できるよう、あわせて求める。
- ⑤教職員の人事上の問題等については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に基づく教育委員会との人事交流により、教職員(公務員)を配置することで対応できると考える。

(追加の支障事例)

これまで、両教育機関の設置者が同一であり、職員の兼務(大学教員と園長)ができたため、副園長等の教員選考に際し、園長を兼ねる大学教員の協力・関与が可能だった。特に現場をとりまとめる副園長については、実習のほか研究を継続しつつ園運営を行える実践経験豊富な者を必要期間配置できた。

これにより、長期的な視野で両教育機関のニーズを統合し、具体的には共同研究という形で園児の行動観察・分析、及びその成果の発信や保育実践が行われてきた。

開園(S46)以来、附属園としての長い歴史を有するが、この間、幼児の自発的活動を促す研究や保育実践は、平成元年の幼稚園教育要領改訂にもつながるものであった。

このように、附属園は、幼稚園の本来の機能に加え、実習や研究面での機能が必要となる。ところが、法人化による設置者の分離後、幼稚園の本来の機能以外の面が考慮されにくくなり、結果的に副園長も短期間での配置替となるなど、大学側の事情が反映できていない。大学としては実習における園との関係継続を優

先せざるを得ず、これまでのような研究園としての活動は停滞している。  
子ども子育て支援制度や地方交付税制度等の現行法制度上、公立幼稚園の設置主体は、基本的に都道府県ではなく市町村を想定している。当県のようにやむをえず県が設置者とならざるを得ない状況で、将来にわたり附属園としての機能に支障が生じ、幼稚園の本来の機能しか果たせなくなるおそれがあることは、園が存在する意義自体を失わせてしまう。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支障も明らかになっている。これまでも十分に検討の時間があつたことから、これまでの検討状況を自治体に説明するとともに、年末の閣議決定に間に合うよう、第2次ヒアリングまでに所要の検討を行うべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

公立大学法人による附属学校の設置については、制度設計について検討し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、本年12月までに対応方針についてお示しする。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

通番4

管理番号	246	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管				
提案団体	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	総務省、文部科学省				

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の経緯・事情変更】

これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。

なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。

### 【支障事例等】

兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。

また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。

### 【効果・必要性】

公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。

## 根拠法令等

学校教育法 第2条、附則第5条  
地方独立行政法人法 第21条、第70条

## 各府省からの第1次回答

附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、

- ①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる、具体的な法制度上の「支障」
- ②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性
- ③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけについて、それぞれ明確化される必要がある。

また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続的・安定的に提供される必要があることから、

- ④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる)
- ⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上の問題などについても検討が必要である。

①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案団体が整理いただいた上で、必要な対応を行う。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案主体として以下の見解を示すので、所管省庁としての検討を求める。

- ①学校教育法附則第5条により、公立大学法人は大学、高等専門学校以外の学校を設置することができないことから、公立大学法人へ移行した結果、附属学校を別々の組織に分割せざるを得ず、学長のリーダーシップによる一体的な運営ができなくなっている。
- ②法的な位置付けが別とされた状況では附属学校の教育内容やカリキュラムに学長の意向が反映されないなど、学長の指揮命令権が附属学校に及ばないことから、附属学校設置の趣旨である大学と緊密に連携した人材育成ができなくなっている。また、附属幼稚園では研究フィールド(園児の行動観察・分析等)としての機能が発揮できなくなっている。
- ③公立大学法人の附属学校となっても、学校教育法第2条で定める地方公共団体(公立大学法人を含む)が設置する公立学校としての位置付けは変わらない。そのため、公立学校教育に求められる政治的中立性等を担保するための教育委員会の職務権限に影響を及ぼすものではない。
- ④教育行政として公の意思に基づき執行する事務(教育課程の編成、教科書の採択、入学者の選抜、学習指導等)については、現行通り教育委員会の指導・助言のもとで行うべきと考えており、引き続き教育委員会が所管できるよう、あわせて求める。
- ⑤教職員の人事上の問題等については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に基づく教育委員会との人事交流により、教職員(公務員)を配置することで対応できると考える。

(追加の支障事例)

これまで、両教育機関の設置者が同一であり、職員の兼務(大学教員と園長)ができたため、副園長等の教員選考に際し、園長を兼ねる大学教員の協力・関与が可能だった。特に現場をとりまとめる副園長については、実習のほか研究を継続しつつ園運営を行える実践経験豊富な者を必要期間配置できた。

これにより、長期的な視野で両教育機関のニーズを統合し、具体的には共同研究という形で園児の行動観察・分析、及びその成果の発信や保育実践が行われてきた。

開園(S46)以来、附属園としての長い歴史を有するが、この間、幼児の自発的活動を促す研究や保育実践は、平成元年の幼稚園教育要領改訂にもつながるものであった。

このように、附属園は、幼稚園の本来の機能に加え、実習や研究面での機能が必要となる。ところが、法人化による設置者の分離後、幼稚園の本来の機能以外の面が考慮されにくくなり、結果的に副園長も短期間での配置替となるなど、大学側の事情が反映できていない。大学としては実習における園との関係継続を優先せざるを得ず、これまでのような研究園としての活動は停滞している。

子ども子育て支援制度や地方交付税制度等の現行法制度上、公立幼稚園の設置主体は、基本的に都道府県ではなく市町村を想定している。当県のようにやむをえず県が設置者とならざるを得ない状況で、将来にわたり附属園としての機能に支障が生じ、幼稚園の本来的機能しか果たせなくなるおそれがあることは、園が存在する意義自体を失わせてしまう。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支障も明らかになっている。これまでも十分に検討の時間があつたことから、これまでの検討状況を自治体に説明するとともに、年末の閣議決定に間に合うよう、第2次ヒアリングまでに所要の検討を行うべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

公立大学法人による附属学校の設置については、制度設計について検討し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、本年12月までに対応方針についてお示しする。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番1

管理番号	5	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和				
提案団体	福井市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組んでいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。

現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要となることから、改修費用や改修後の売買価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供することが困難になる。

また、宿泊営業を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。

### 【制度改正の必要性と効果】

空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限度の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃貸させる場合については、旅館業法の許可は不要であると考えられる。

これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消にも繋がる。

### 【懸念の解消策】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自治体において登録制度を創設することにより、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可能である。

## 根拠法令等

旅館業法第3条第1項

## 各府省からの第1次回答

御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解するが、提示いただいている事業概要からは、それを確認することはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業は、移住促進と空き家解消のため、移住希望者がお試し居住ができるよう、自治体の管理の下、空き家の所有者が、短期間空き家を賃貸する事業である。  
利用者は、自治体が設ける公的な移住相談窓口での移住相談者に特定することを条件としている。  
利用形態について、1回のお試し居住で売買に至る場合もあれば、複数回の利用により売買に至る場合も想定しているが、宿泊をさせ対価を得る継続的な営業を目的とせず、空き家の売買等を目的としている。  
上記事業概要からすれば、本事業は旅館業法の適用がされないと判断するが、「宿泊料」、「不特定多数」、「反復継続」、「宿泊をさせるもの」の定義、基準を明確に示した上で、見解をいただきたい。  
さらに、旅館業法が適用されると解釈しうるとしても、本件登録制度により運用される空き家の利用に関しては、事業の社会性の高さに鑑み、旅館業法の許可対象外とすることを求めるものである。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、花巻市、天童市、尾花沢市、遊佐町、栃木市、平塚市、三条市、上越市、丹波市、玉野市、宇部市、阿蘇市、宮崎市、日南市

○本町においては、大規模コンサート等の会場となる施設を抱えているが、民間の宿泊施設が近隣にほとんどないことから、コンサートイベント開催の際には、日帰り来町者による交通渋滞などの地域課題が発生しており、空き家や民家の空き部屋を活用した民泊営業のニーズが高まっている。民泊による町への滞在が移住につながるきっかけにもなり、高齢化が進み空き家や空き部屋が増えてきた住宅団地の利活用のためにも、提案事業同様の制度改正が求められる。  
○空き家を改修し「お試し住宅」を整備しようとした際、同様の懸念が生じたが、生活の本拠を置く場合は貸室業・貸家業であり、旅館業法の許可は不要。  
○お試し住宅を町が整備して貸出をする場合、貸出料が伴う場合は、営業とみなされ、旅館業法の簡易宿泊所の許可を受けるよう指導をうけた事例がある。整備するお試し住宅は、空き家を町が借上げリフォームするものであり、もともとの建物が宿泊施設用ではないため延べ床面積を増築しなければならぬという現象がおき、さらに便器数、蛇口の数など、改修すべき箇所が多く、お試し住宅としては不要な設備が課せられる。お試し住宅では不特定多数の人が使用することはないため、通常の旅館業法とは異なると思われるので、旅館業法の許可は不要と考える。  
○市所有の住宅を体験宿泊施設としていたが、宿泊費用を徴収していたため旅館業法に抵触することで現在は活用していない状況である。今後、本市への移住を促進するため再開したいと考えているが、住宅は売り物件のため旅館業法に合う改修はできない。また、維持管理費用程度は宿泊費用としていただきたいと考えているため。本市では、本年度空き家活用施策を策定しており、その中で提案事例と同じことが議論されていることから、本件に賛同する。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国市長会】

提案内容の事実関係を確認した上、旅館業法上の手続きが空き家の利活用の妨げとならないように検討されたい。

なお、検討に当たっては、利用者及び地域住民に対する安全性の確保や住環境への影響等について配慮

を要する。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○地方からの提案で明らかなように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めたい。

○「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる」営業については旅館業に該当することであるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公共性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解する。

したがって、旅館業法の適用除外とみなすためには、「お試し居住」の目的をうたいながら、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないような担保措置が執られていることが必要である。

当該担保措置としては、例えば、

- ①対象物件が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画に位置付けられているなど、地方公共団体において対象物件が特定されていること
- ②お試し居住者について、真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を提案事業の実施主体である地方公共団体が確認する措置が執られることが担保されるのであれば、「反復継続」には当たらないものと判断し得る。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番1

管理番号	204	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外				
提案団体	群馬県、福島県、新潟県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊(※)の場合、旅館業法の適用を除外する。  
※教育等を目的として実施される農林家で生活を体験させるための宿泊(ホームステイ)。農村余暇法で定める「農林漁業体験民宿業」ではない。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
農村余暇法の農家民宿は、あくまで「旅館業」であり、地域ぐるみの手作り感のある宿泊体験を提供するに至っていない。一方で、教育旅行等を対象にし、農林業体験を伴う宿泊は「農家民泊」として実施されている。農家民泊は旅館業法の営業許可を取得していないため、宿泊経費を徴収することができず、体験料として徴収している。例えば、シーツのクリーニング代等を受領すると宿泊の対価を得ることとなり、旅館業法の営業許可が必要となる。しかし、旅館業法の営業許可を得ることは、農林業体験の提供を主目的とした農家民泊の実施者にとって、申請行為自体の事務手続き負担が大きいため、特定の者しか取り組むことができず、都市農村交流や子どもたちの一時滞在型農山村交流・体験学習拡大の大きな障害となっている。市町村からの要望あり。

**【提案実現の効果】**  
農家民泊実施者が宿泊経費を得られるようになり、地域協議会(※)を中心に、農家民泊について地域全体で継続した取り組みが可能となり、都市農村交流の発展が期待できる。

**【懸念の解消策】**  
旅館業法第3条第1項の適用除外は、地域協議会が受け付ける教育旅行(公共性が高い)として実施される農家民泊を想定し、旅館業法の営業許可を受け個人が自由に営業を行う農家民宿、民間旅館とは競合しないと考える。また、同協議会が安全・衛生面に関するガイドラインを作成することで、安全・衛生面に配慮した農家民泊を実施できるものとする。

※農家民泊等の実施を通じて都市農村交流を推進するために、市町村、地元商工会、地元旅館業組合及びその他協力団体等で構成する協議会(現在は任意団体)。事業実施に当たって、申込受付、農家民泊実施者との調整などを行っている。

## 根拠法令等

旅館業法第3条第1項

## 各府省からの第1次回答

宿泊料を受けて、事業を実施するのであれば、旅館業法に基づく営業許可を受けて実施する必要があると考えるが、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿業の受入先の拡大については、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うことが規制改革実施計画(平成27年6月30日)において決定されたところであり、これにより農林漁業体験民宿業の推進を図っていくこととしている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市農村交流人口の増加を図るため、農家体験宿泊旅行に対しては、農家民宿に加え、一般農家の協力を得て、農家民泊を受け皿として対応しているが、各農家民泊実施者は繁忙期を中心とした年1～2回程度の受入れを行っていて、業としての簡易宿所営業とは性格を異にするものである。

農家体験旅行の受入れについて、農家民宿を中心とした地域全体の取り組みとして定着・発展させるためには、新たな受入れ農家が試行的に取り組める農家民泊を受入体制の裾野として広げることが必要であり、簡易宿所営業許可の面積要件の緩和だけでは、設備整備等の負担が残り、不十分であることから、農家民泊を旅館業法の適用除外として検討いただきたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、花巻市、石巻市、大野市、豊田市、彦根市、甲賀市、丹波市、萩市、美馬市、高松市、宮崎市

○農家民泊の実施者は高齢者が多く、旅館業法の営業許可を得る事務手続きは負担が大きい。

○現在、本市を含む市町で構成する観光協議会においても、体験型観光の推進と都市・農村交流による一次産業の振興等を目的に、農家民泊事業を推進しているが、法的な問題がクリアになっていないことで、ホームステイの受入家庭の確保に支障が出ている。

○農家・漁家民宿を開業しようとする場合、旅館業法の適用を受ける場合、手続き、施設整備の点で負担が掛かり、農家・漁家民宿の増加につながらないため、旅館業法の適用を除外し、規制緩和することが望まれる。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国市長会】

都市農村交流を目的とした農家民泊については、提案団体の提案に沿って、検討を進められたい。

ただし、旅館業業界に対する影響や衛生管理上の問題点等についても考慮した上で、構造基準の適用除外の対象範囲を明確に限定する等必要な措置の検討も併せて求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○地方からの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと懸念される。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めたい。

○「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる」営業については旅館業に該当するとのことであるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公共性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

農林漁業体験民宿業については、旅館業法における面積基準の緩和のほかにも、自宅等を活用する場合については、他法令においてもその取扱いを緩和していると承知している。

旅館業法の営業許可は、営業者に対して衛生面や安全面から必要な措置を求めるものであり、体験事業の受け皿として継続して農林漁業体験民宿業と同様の事業を実施するのであれば、営業許可を受けていただく必要があると考える。

なお、繰り返しになるが、体験学習の受入先の拡大については、規制改革実施計画(平成27年6月30日)に基づき、対応を検討することとなっている。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番1

管理番号	269	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和				
提案団体	兵庫県、滋賀県、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の経緯・事情変更】

非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、旅館業法に基づき、簡易宿所営業施設の構造基準(客室延べ床面積33㎡以上)を満たす必要があるが、農村余暇法では農林漁業者は客室延べ床面積33㎡未満であっても農林漁業体験民宿の開設が可能となっている。

農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にあるため、農林水産省においては、非農業者等の農業参入を促進するため各種規制緩和を進めているが、旅館業法においては、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を活用して農林漁業体験民宿業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい状況にある。

### 【支障事例等】

本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして魅力の発信に取り組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験民宿を行おうとしたところ、当該島の空き家は小さいところも多く、体験民宿として活用するためには、客室要件を満たすことができなかったという事例がある。

### 【効果・必要性】

農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。

## 根拠法令等

旅館業法第5条1項4号

## 各府省からの第1次回答

規制改革実施計画(平成27年6月30日)において、平成27年度までに、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うこととされている。

本提案は、上記計画に含まれるものであるため、上記計画に基づく検討の中で検討することとなる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

規制改革実施計画(平成27年6月30日)で示された内容は、本県が示した支障事例を解決に導くものと思われるため、今後の検討に期待するところである。

しかしながら、規制改革実施計画では、客室延面積の条件を適用除外する対象を「自宅」に限定したような表現となっている。

本県では、特に過疎化地域において空き家の問題が顕在化しており、空き家を農林漁業体験民宿として活用することにより、都市農村交流が促進され地域の活性化につながると考えている。

そのため、購入して自己所有している家屋に限定せず、賃借により使用している家屋及び所有者の合意のもとで農林漁業体験民宿として活用される空き家についても検討されたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、石巻市、豊田市、丹波市、山口県

○近年、農山村部へのターナー者などが民宿経営を志すケースがみられるが、新規就農者が農家証明の発行を受けて農業者として認められるまでには数年の農地貸借契約と農業実務経験が必要であり、民宿業に取り組む際の支障になっている。

○農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例については、農林漁業者が営む場合に限られており、地域コミュニティ組織や農事組法人については、当該特例が非適用となる為、客室面積33平方メートル未満の農林漁家民宿の開業ができない。法人化している地域コミュニティ組織や農事組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合についても、農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例を適用できるように要件緩和すること。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国市長会】

提案団体の提案に沿って、検討を進められたい。

なお、非農林業者への適用条件や衛生管理の担保などについて熟慮が必要。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○地方からの提案で明らかなように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めたい。

○規制改革実施計画では「農林漁業者以外が自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合」について検討することとされているが、規制改革とは別に地方創生や地域振興の観点から、自宅ではなく空き家を利用する場合についても検討し結論を得るべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

農林漁業体験民宿業については、規制改革実施計画(平成27年6月30日)に基づき、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う予定である。

なお、農林漁業体験民宿業に該当しない場合の空き家活用などについては、規制改革実施計画に基づき検討することとなっている別荘等の遊休資産の利活用と同様に、旅館業法以外の法律等の取扱いについても整理することが必要なものであり、取扱いについてはその検討結果に基づき整理することとなる。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番14

管理番号	191	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化				
提案団体	宇都宮市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更に限り、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業等の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

給水区域境付近の小規模集落などにおいては、地形的な条件等により、自ら整備するよりも近隣水道事業者との受給水を行うほうが容易なケースがあるものの、このような小規模な給水区域の変更に際しても、「水道事業等の認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となっており、この作成には概ね600万円程度の費用と相当の時間を要することなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることをためらう大きな要因となっている。

### 【必要性】

提案が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、建設費の大幅な抑制や管破損事故時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。

## 根拠法令等

- ・水道法施行規則第8条の2
- ・水道事業等認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡)

## 各府省からの第1次回答

水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられている(水道法第15条)。

将来の給水人口及び給水量の設定は事業経営の根幹をなすものであることから、水道法第7条第4項第5号において、水道事業の認可変更の際には「給水人口及び給水量の算出根拠」を事業計画書に記載しなければならないと規定している。また、「水道事業等の認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡(平成23年10月改訂))」にて、より具体的に、「給水人口及び給水量の算出根拠」については、給水区域における水需要予測に基づき設定されたものを添付することとしている。

なお、認可変更要件(給水区域の拡張等)の種類に関わらず、手引きにおいて、「①申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価(以下、「確認等」という。)における目標年度を超えていない。」「②前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。」「③前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。」「④交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認定から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。」の4つの要件を満たし、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がないと判断できる場合には、水道法に基づく事業認可又は届出における水需要予測を簡素化できると整理されている。ここでいう「簡素化」とは、前回の認可等の水需要予測の結果を「給水人口及び給水量の算出根拠」とすることを指す。この場合、事業者に水需要予測の推計に係る新たな事務負担は無い。

このため、小規模な給水区域の変更に限らず手引きに示す簡素化の要件を満たす場合には、前回の水需要予測の結果を用いることができ、現行制度でもご提案については対応可能である。

仮に簡素化の要件に該当しない場合、提案者が示す「小規模な給水区域」の程度が具体性に欠け、不明瞭であるが、現在小規模な給水区域であっても、企業立地を進めているなどにより今後給水需要が増加すること等も想定される。

このため、拡張する給水区域内に現時点で小規模集落しかない場合でも原則として将来の水需要予測を実施し、当該予測に基づいた「給水人口及び給水量の算出根拠」を把握した上で事業変更に係る認可又は届出を行っていただく必要があり、区域の大小のみにより水需要予測を不要とすることは妥当ではない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認可変更や届出における水需要予測については、既に簡素化が図られているところであるが、現行制度においては、前回の認可変更から数年が経過し現実的に乖離が生じている場合、簡素化の要件を満たすことが出来ず、給水区域境付近の小規模集落の給水要望等、当該地域が抱える喫緊の課題に対し臨機応変な対応が必要な場合であっても、事業区域全体の水需要予測を実施せざるを得ない状況となる。

1次回答のとおり、水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられているところであるが、人口減少社会を迎え、今後、水需要が減少する中、既存施設の供給能力に余裕があり、また、従前の予測に対し実績が下回り安全側の予測となっている場合においては、将来の水需要への影響が少ない小規模な区域の変更について、従前の水需要予測を見直さなくとも、水道事業者としての義務を十分に果たせるものと考えられる。

このようなことから、例えば、「①給水人口100人未満、かつ、計画給水人口及び計画給水量の0.2%未満の増加であること」、「②直近の給水量実績に、当該区域の拡大により増加する給水量を加えた量が、既認可における計画給水量を超過せず、かつ、既認可目標年度内における施設能力で対応可能なこと」、「③既認可の目標年度内において、当該区域における大規模な開発計画がないこと」などの要件全てを満たす小規模な区域の変更に限っては、従前の予測と現状の実績に乖離が見られる場合であっても、水道事業の変更届出における水需要予測簡素化の対象となるよう、再度検討をお願いしたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

置戸町、大田原市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊田市、生駒市、和歌山市、呉市、萩市、香川県、愛媛県、阿蘇市、宮崎市

○隣町から同様な相談を持ちかけられた経緯あり。

○本市においても、新たに編入した区域の中には小規模な集落があり、その施設管理方法が今後の課題となっている。その中の一案として、「自治体を超えた広域的な視点で、有効な水需給を実現する給水区域の一部変更」も有効な手段ではないかと考える。しかしながら、水道法で定められている認可事務が簡素化されたとはいえ、かなりの負担となっていることにより、小規模な給水区域の変更について、認可事務の簡素化を要望する。

○本市では平成28年度末までに中山間地に点在する36の簡易水道事業を水道事業に経営統合する。この統合に合わせ、簡易水道区域に隣接し、飲料水供給施設などによって給水している小規模集落の一部を事業区域に取り込む予定だが、現行法令では水道事業変更認可申請には全ての給水区域の給水人口と給水量の算出根拠が必要となっており、資料作成のための費用や作業時間が課題となっている。

○小規模な給水区域の変更においては、現在上水道統合における変更認可により実施している。理由として、新規水源の追加の重要事項が付随しているケースが多く、結果全体の水需要を行う必要性が発生しており、簡易変更とすることが、出来ない。

○本市においても給水区域境付近の小規模集落において、河川等地形的な条件で、隣接自治体との分水協定を締結し、給水を実施している地域が2地区存在している。本市でもこうした地域に対して配管網整備にて供給することを検討したが、水道水質の安全性が確保が困難であることから、認可変更を行って分水を実施しているが、厚生労働省からは分水の解消への取組みを求められていることが課題となっている。本市においても提案と同様な見解であり、特に災害時の支援連絡網の活用等、効果が期待できる。

○給水区域境付近の住民より給水要望があるが、地形的な条件等により投資額が莫大なものとなるため給水要望に応えることができないケースがある。本市においても近隣水道事業者との受給水を行うことで経費削減や未給水区域からの給水要望に応えることが可能と言える。

○一部の浄水場にかかる浄水方法の変更による届出において、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく給水人口及び給水量の算出をして書類を提出しなければならず、事務を行ううえで負担となっている。

○本市においても市境付近に小規模未普及地域が有り、隣接地域から給水する方が効率が良い場所が存在している。その方法で未普及地域に給水する場合、本市の認可変更は当然ながら、隣接する市の認可変更も必要となり、協力していただくため、協力する側も考慮する必要がある。基本的に本提案事項が実現されれば、未普及地域解消の方策となると考える。

○本市においては、平成26年5月、隣市との行政区境界付近で、前面道路に布設されている隣市の配水管からの給水引き込みができないかとの相談を受けた支障事例がある。この時は、認可変更該当すること、双方の議会での承認が必要なことから、隣市とも協議を行ったうえで、困難である旨を回答した。類似する支障事例は極めて少ないものの、同様の制度改正の必要性を感じている。

○当市の山間部に位置する某地区は、水源の確保に乏しく将来、水不足の危機が予想される。一方で隣接する村は、水の郷として豊富な水資源に恵まれている。近隣水道事業者との受給水が進むことで、建設費や水源開発費等の大幅な抑制やお互いの利益供与が実現でき、当該地区へ安定した水道水の供給を図っていくことができる。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

厚生労働省からの回答が「対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ない、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ごく小規模な事業変更の場合は、以下のような視点で水需要予測の実施を不要とすべきではないか。

- ・水需要予測は、実際に需要の変化があった段階で実施すれば足りると考えられる。他方で、ごく小規模な変更のタイミングで改めて水需要予測の実施を求めるというのは、水道事業者に対する過大な要求ではないか。
- ・小規模な事業変更の手続については、認可から届出に緩和されているにもかかわらず、認可の場合と同様の水需要予測を行わなければならない、緩和になっていないのではないか。
- ・水需要予測の実施に係る負担が重いことが、かえって必要不可欠な小規模な事業変更を妨げているのではないか。

## 各府省からの第2次回答

提案団体からは、既存施設の供給能力に余裕があり、従前の予測に対して実績が下回り安全側の予測となっている場合には水需要予測を見直す必要はないのではないかとの見解が示されているが、給水人口及び給水量の実績値が従前の水需要予測を大きく下回っている場合、施設整備が過大となっているなど、計画と実績に齟齬が生じ、適切な事業運営がなされていない可能性があることから、改めて水需要予測を実施し、将来にわたり豊富低廉な水の供給を図れるようにする必要がある。

また、本提案については、8月3日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省ヒアリングが行われ、小規模な給水区域の拡張に係る認可変更の申請に関連させて需要予測等を行わせ、計画の見直しを行わせることは過大な措置ではないかなどのご指摘をいただいたところである。

検討専門部会からのご指摘を踏まえ、以下の3項目全てを満足する場合に限り、給水区域の拡張に係る事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができるよう、手引きを改訂することを検討したい。

- ①既存給水区域が現行の4つの簡素化の要件に適合している。
- ②事業認可又は届出申請時の拡張給水区域の給水人口が100人未満である。
- ③拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番20

管理番号	58	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の医師資格要件の特例の期間延長				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、2年以内の期間(やむを得ない理由があれば2年の延長可)に限られているが、その期間をさらに延長し、最大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規制を緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

平成16年の国における「保健所長の職務の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、保健所長の医師資格要件の特例が認められた。しかし、当時と比べて公衆衛生医師の採用は大変厳しくなっており、本県においては、1人の保健所長が2か所の保健所長を兼務する事例が生じている。複数保健所の兼務は、健康危機管理上や対外的に適切なものではなく、地域保健の水準が低下してしまう恐れも懸念される。

また、平成16年に26名いた本県の公衆衛生医師は、現在は17名まで減少しており、平均年齢は55.1歳と、今後10年間で約半数以上の職員が定年退職となる。そのため、医学系雑誌への求人広告掲載や、厚労省への医師派遣依頼等の様々な求人活動を実施しているが、採用は1名程度である。

今後も、幅広い視点から強力に採用活動を行っていくが、若手医師を採用できたとしても保健所長となるには、10年程度の実務経験が必要になる。そこで、複数名の公衆衛生医師の確保及び育成ができるまでは、医師以外の者を保健所長に充てていかざるを得ないと考えており、そのために最大10年間、保健所長になれるよう規制を緩和することが必要である。

### 【支障事例】

医師以外の者を所長に充てる場合は、地域保健法施行令第4条第2項により2年以内の期間(やむを得ない理由がある場合は1回に限り2年の延長が可能)に限られているため、養成訓練期間に見合わないことや4年後の処遇が問題になるなど、人材活用が困難である。

本県において、専門職の保健所長の登用も検討したが、4年後の異動先も同時に考えた結果、課所長級の専門職の異動先がなかったため、登用を見送った例がある。

## 根拠法令等

地域保健法施行令第4条

## 各府省からの第1次回答

地域保健法施行令第4条第2項において保健所長の医師資格要件の例外規定については、地方分権改革の議論を受けて、有識者等からなる検討会の結果を踏まえた要件緩和措置として、平成16年度に設けられたものである。これは、医師の確保の施策の実施に最大限努力したにもかかわらず、確保ができない場合において、2年以内の期間を限り(やむを得ない理由があるときは1回に限り延長可)、一定の条件を満たす場合には、医師以外の地方公共団体の職員をもって保健所長とすることを例外的に認めているものである。保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としているところ。

提案団体の例示する支障事例については、医師以外の者を所長にあてる場合における処遇等の課題であり、提案団体固有の事情であると考えられるが、昨今の新型インフルエンザ、MERS、エボラ出血熱等の新興感染症の発生等、住民に対して多大なる危機管理案件もある状況を踏まえると、保健所の業務の質と機能を高く保つためにも保健所長が医師である必要性が依然として高いことから、保健所長の医師資格要件の例外規定について更なる規制緩和は行うべきではないと考える。

提案団体は、若手医師が保健所長になるまでに10年程度の実務経験が必要としているが、地域保健法施行令第4条第1項により、医師であって3年以上の実務経験があれば保健所長の要件を満たすことが可能であるとしている。これは、医師が大学医学部における6年間の専門的教育を受け、国家試験に合格して医師の資格を取得したものであることを踏まえると、公衆衛生の行政実務経験を3年以上積んでいれば、保健所長としての知識・技能を満たすものと判断しているからである。なお、医師数については増加傾向にあるほか、医学部の定員についても、平成20年度以降に増加しているところであり、従前よりも採用環境は一定程度改善傾向に向かうものと考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公衆衛生医師の成り手が少なく不足している状況は、保健所長の兼務状況を見ても、埼玉県だけではなく全国共通の問題である。

医師であることが保健所長に求められる能力を満たす唯一の要件であるかのような考え方は、「多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要がある」とする保健所長の役割を過小評価するものである。公衆衛生や医療の知見のみならず、緊急時の対応や組織運営に係る能力、経験も大きな要素であり、昨今は多職種を取りまとめる能力が求められている。

感染症対策等に関しては、国立感染症研究所の分析結果を情報提供いただいた上で対応する状況にあり、「医師だから」判断できるものではない。

医師数の増加は、必ずしも公衆衛生医師の増加に直結せず、むしろ専門医指向が強い医学生の中で、公衆衛生医師は指向から外れており、希望者が漸減するものと思われる。現場で公衆衛生医師の採用活動を行っていても、医師が増加している実感はなく、むしろ従前より厳しい状況になっている。

貴省の職員の中で保健所長希望者がいれば、是非派遣願いたい。

また、平成21年3月31日付健康局長通知では、最大4年を満了した時点においてもなお、医師を充てることが著しく困難な場合、引き続き保健所長に充てることができるとされているが、実際には運用上認められていない。こうしたことは、地方公共団体の事務に混乱を生じさせるものであり、通知の文言に従った運用に改めていただきたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

福島県、栃木県、神奈川県 茅ヶ崎市、長野県

○本市でも公衆衛生医師の確保に苦慮している。全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、保健所長の兼務割合が高くなっていることから、国において公衆衛生医師の確保・育成の取組みの充実・強化を図る必要がある。

○公衆衛生医師が不足していること、さらに保健所長に適した人材の確保も困難な状況となっている。保健所内において所長以外の職員に医師を配置する場合等、公衆衛生活動の中心的機関として地域住民の健康の保持増進に寄与するという保健所の役割と保健所における医師としての専門的知見の必要性を確保することを条件に、所長の医師資格要件を緩和してもらえれば、地域の実情に応じた対応や柔軟な人事配置も可能となる。

○本県においては、12箇所ある保健所に所長は9名で、3箇所の保健所長は他保健所との兼務である。9名のうち定年延長している職員が1名、今後5年間で65才に達する者が4名いるなど、保健所長に医師を充てることが非常に厳しい状況である。

○保健所長の資格要件を満たす医師の確保は、大きな課題であると認識しており、医師の採用活動には特に力を入れて取り組む予定であるが、保健所長にふさわしい実務経験等を有する医師の採用ができないケースも想定される。本市としては、地域保健法施行令第4条第1項の保健所長の資格要件が緩和されることが最も望ましいと考えるが、同法施行令第4条第2項及び第3項が緩和され、自治体にとって真に活用可能な規定になるのであれば、若手医師を育成する時間的猶予が生まれる本提案も、一定の意義があるものとする。

○当県においても埼玉県と同様に、公衆衛生医師の不足により、保健所長の兼務が生じている。積極的に求人活動を行っているが、場合によっては兼務箇所を増やさざるを得ないことも想定される。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、国においては公衆衛生医師の確保・育成に係る抜本的な取組を図られたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○以下のような視点で、医師以外の職員を保健所長に充てることができる特例期間を延長するなど、医師と同等以上の医学的な知見があると認められた者については、特例を安定的に活用することができるようにすべきではないか。

・平成16年に特例が設けられて以降10年余りが経過し、公衆衛生医師の確保はますます困難になっているのではないかと。貴省が主張する医師数の増加、医学部の定員増だけで、直ちに公衆衛生医師の増加を見込めないのではないかと。増加が見込まれるのであれば、具体的なデータを示されたい。

・486ある保健所のうち55の保健所において、保健所長の兼務が継続しているのは、行政の在り方として危機的である。保健所の業務の質と機能を高く保つために所長を医師とすべきという考え方が、保健所長の兼務状況の拡大を招き、むしろ保健所の体制強化を妨げているのではないかと。

・特例が設けられて以降10年余りの間に、兼務が多数ある中で特例の活用実績が2件のみであるということは、特例が活用しづらい制度であり、何らかの見直しが必要ではないかと。

○特例の適用に関する通知によれば、任命権者が同一か否かにかかわらず、保健所を変えれば、当該医師でない者は4年を超えて保健所長に就くことができると解される。そもそも保健所を変えれば4年を超えて特例を継続できるという運用を認めているのであれば、それに合わせて政令の規定を改めるべきではないかと。

○仮に、特例期間の延長が困難であっても、公衆衛生医師の確保について、何らかの抜本的な対応を検討し、地方公共団体に示すべき時期に来ているのではないかと。

## 各府省からの第2次回答

保健所長の医師資格要件の例外規定については、医師の確保の施策の実施に最大限努力したにもかかわらず、確保ができない場合において、2年以内の期間を限り(やむを得ない理由があるときは1回に限り延長可)、地域保健法施行令第4条第2項第1号から第3号のいずれにも該当する場合には、医師以外の地方公共団体の職員をもって保健所長とすることを例外的に認めているものである。

昨今の新型インフルエンザ、MERS、エボラ出血熱等の新興感染症の発生等、住民に対して多大なる危機管理案件もある状況を踏まえると、保健所の業務の質と機能を高く保つためにも保健所長が医師である必要があると考えている。

ご指摘の通知の解釈や特例制度の見直しについては、先日の提案募集検討専門部会の御指摘も踏まえ、現在、保健所の兼務の実態や特例制度等に関して地方自治体へアンケートを実施しているところであり、その結果も踏まえて検討する必要があると考えている。

また、平成22年度より、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠である「地域枠」が大学医学部に設定されており、平成22年度地域枠入学定員の313名が平成28年度に卒業見込みとなっている(平成29年度は372名、平成30年度は437名が卒業見込み)。地域枠への入学は、都道府県が設定する奨学金の受給が要件となり、例えば、貸与額は月額10～15万円、6年間で概ね1,200万円前後であり、医師免許取得後、地域医療等に一定期間従事した場合、奨学金の返還が免除される。この仕組みにより、地域医療の現場に若手医師が入ることで、管理職世代の医師が保健所長としての勤務を希望した場合に、公衆衛生の現場で勤務しやすくなるなど、地域医療における弾力的な人事調整が可能になり、公衆衛生医師の確保につながるものと考えている。

さらに、自治体へのアンケートによって、公衆衛生医師確保の好事例を収集し、確保に苦慮している自治体に提供を行うとともに、公衆衛生医師確保推進登録事業の登録者数を増やすため、自治体の協力を得て、公的な医療機関を通じて周知する予定である。